

**平成24年度における工事入札制度の改正
(平成24年4月1日以後発注分より適用)**

**1 工事希望型指名競争入札の入札参加者指名時における2割非指名方式の見直し
(全ての工事入札に適用制度)**

【2割非指名方式とは】

入札参加希望者が指名業者基準数以上の応募者多数になった場合、工事成績・指名件数・受注量等を点数化して、その合計点数の序列で下位から希望者数の2割に相当する業者数を非指名とするもの。

(1) 指名実績項目の廃止

入札としての競争性を高めるため、単に入札参加指名を受けたことがあるというだけでのマイナス評価項目は廃止。

| | |
|-----|---|
| 改正前 | <p>まだ指名を受けたことがない者を優先的に入札参加させるため、「今年度指名件数÷前年度平均指名回数」の計算結果により、持ち点10点から点数を減じる。 下限は0点。</p> <p>例 その工種の「前年度平均指名回数」が4回であった場合 1回も指名されていないとき 10点 2回指名を受けた実績があるとき 5点 4回以上指名を受けた実績があるとき 0点</p> |
| 改正後 | <p>廃止。これにより、それまで何回指名されても落札実績がない場合、以後の入札参加について不利益を受けることがなくなり、入札参加の機会が広がる。</p> |

(2) 受注実績項目における評価点数の下限の撤廃

受注機会の拡大を図るため、持ち点40点から点数を減じる受注実績項目の下限が0点であったのを撤廃し、受注実績額の違いをより反映させる。

| | |
|-----|--|
| 改正前 | <p>まだ受注したことがない者を優先的に入札参加させるため、「今年度受注実績額÷前年度平均受注実績額」の計算結果により、持ち点40点から点数を減じる。 下限は0点。</p> <p>例 その工種の「前年度平均受注実績額」が2000万円であった場合 1回も落札したことがないとき 40点 落札した結果1000万円の受注実績があるとき 20点 落札した結果2000万円の受注実績があるとき 0点 落札した結果4000万円の受注実績があるとき 0点</p> |
| 改正後 | <p>持ち点の下限を設けない。このことにより、受注実績額の少ない者の方が優先的に入札参加できる。</p> <p>例 上記例との変更点のみ 落札した結果4000万円の受注実績があるとき 40点</p> |

2 総合評価方式入札の落札者決定方法の見直し(2500万円以上の土木工事入札のみに適用制度)

【総合評価方式入札とは】

単に価格のみの競争で落札者決定をするのではなく、過去の工事成績等も評価項目として総合的に評価して落札者を決定する方法。米子市においては、入札金額：工事成績評価（会社成績と配置技術者成績）＝7：3としている。

(1) 受注実績評価の新設

受注機会の拡大を図るため、今年度入札での受注実績額を評価項目として新設し、落札者を決定する。

| | |
|-----|---|
| 改正前 | なし |
| 改正後 | <p>入札における受注実績を次の計算式により算出し減じる。これにより、受注実績額の少ない者の受注の機会が広がる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $1 \text{ 点} \times (\text{今年度受注実績額} \div \text{前年度土木 A 級平均受注実績額})$ </div> <p>例 前年度土木 A 級平均受注実績額が 4 4 0 0 万円とした場合</p> <p>落札実績が 2 2 0 0 万円あるとき 0 . 5 点</p> <p>落札実績が 4 4 0 0 万円あるとき 1 点</p> <p>落札実績が 1 億円あるとき 2 . 2 7 2 7 点(総合評価方式点数は小数点第 4 位まで行なうため。)</p> <p>同日に複数件入札があった場合は、直前執行の入札結果も実績とする。</p> <p>受注実績額は、土木一式工事（一般）で土木 A 級に入札発注したものとし、災害時緊急対応等での随意契約分は含めない。（災害対応業者等が不利益にならないようにするため。）</p> <p>総合評価方式入札においては、応募者多数であっても 2 割非指名方式は適用せず参加希望者全員を入札参加させる。（受注実績が二重審査となるため。）</p> |

(2) 工事成績評価における会社成績・技術者成績の配分変更

工事の品質確保をするため、工事成績評価において、会社成績評価のウェイトを高くする。

| | |
|-----|---|
| 改正前 | 会社成績 × <u>0 . 6</u> + 配置予定技術者成績 × <u>0 . 4</u> |
| 改正後 | 会社成績 × <u>0 . 7</u> + 配置予定技術者成績 × <u>0 . 3</u> |

(3) 指名停止実績減点の見直し

過去の指名停止実績の評価項目において、対象期間の短縮及び減点区分を設ける。

| | |
|-----|---|
| 改正前 | 3年度前の4月1日以後に、市から指名停止措置を受けたとき1回につき2点減点。 |
| 改正後 | 前年度に、市から指名停止措置を受けたとき1回につき次の区分により減点。 指名停止期間が6月以下 1点 指名停止期間が6月超 2点 3年間もの長期間不利益となることへの見直しと指名停止内容に応じた区分設定。 |